

令和 7 年 9 月 1 日
地域行政部地域行政課

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

1 主旨

世田谷区立世田谷区民会館（以下、「世田谷区民会館」という。）について、ラウンジに係る規定を追加するとともに、指定管理者制度の導入に伴い、利用料金制度に係る規定を整備する必要があるので、令和 7 年区議会第 3 回定例会に世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（以下、「改正条例」という。）を提案する。

2 改正内容

（１）改正条例第 1 条の規定による改正

現在庁舎に位置付けられているラウンジを世田谷区民会館の施設に位置付ける。

- ① 第 5 条、第 9 条及び別表第 2 において、世田谷区民会館にラウンジを加える。
- ② 別表第 3 において、世田谷区民会館のラウンジに係る使用料の額を規定する。

（２）改正条例第 2 条の規定による改正

世田谷区民会館の指定管理者制度の導入に伴い、利用料金制度へ変更する。

	運営	施設の使用	使用料（利用料金）の額
改正前	区（委託）	第 1 2 条	別表第 3（使用料）
改正後	指定管理者	第 2 0 条	別表第 4 の 2（利用料金）

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

- （１）世田谷区民会館ラウンジの公用開始を令和 9 年 4 月 1 日に定める規定 公布の日
- （２）改正条例第 1 条の規定による改正 令和 8 年 4 月 1 日
- （３）改正条例第 2 条の規定による改正及び経過措置 令和 9 年 4 月 1 日

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条の規定による改正

改正後	改正前
世田谷区立区民会館条例 第1条～第4条・・・省略・・・ (事業) 第5条 区民会館は、次の事業を行う。 (1) ホール、集会室、練習室、<u>ラウンジ</u>及び喫茶コーナーの利用に関すること。 (2)・・・省略・・・ 第6条～8条・・・省略・・・ (使用) 第9条 区民会館の施設（喫茶コーナーを除く。次条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。 (1)・・・省略・・・ (2) 営利を目的とするとき（ホール<u>及びラウンジ</u>を使用する場合を除く。）。 (3)(4)・・・省略・・・	世田谷区立区民会館条例 第1条～第4条・・・省略・・・ (事業) 第5条 区民会館は、次の事業を行う。 (1) ホール、集会室、練習室及び喫茶コーナーの利用に関すること。 (2)・・・省略・・・ 第6条～8条・・・省略・・・ (使用) 第9条 区民会館の施設（喫茶コーナーを除く。次条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。 (1)・・・省略・・・ (2) 営利を目的とするとき（ホールを使用する場合を除く。）。 (3)(4)・・・省略・・・

第1条の規定による改正

改正後	改正前
(4) 管理上支障があるとき。 第10条～第11条・・・省略・・・ (使用期間) 第11条 区民会館の施設は、同一人が引続き3日を超えて使用することができない。ただし、区長が必要があると認めたときは、この限りでない。 (使用料) 第12条 区民会館（世田谷区立世田谷区民会館及び世田谷区立烏山区民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用については、別表第3に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1)～(7)・・・省略・・・ 2～5・・・省略・・・ 第13条～第19条・・・省略・・・ (利用料金の納付等) 第20条 世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館及び世田谷区立砧区民会館（以下「世田谷区立世田谷区民会館別館等」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除	(4) 管理上支障があるとき。 第10条～第11条・・・省略・・・ (使用期間) 第11条 区民会館の施設は、同一人が引続き3日を超えて使用することができない。ただし、区長が必要があると認めたときは、この限りでない。 (使用料) 第12条 区民会館（世田谷区立世田谷区民会館及び世田谷区立烏山区民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用については、別表第3に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1)～(7)・・・省略・・・ 2～5・・・省略・・・ 第13条～第19条・・・省略・・・ (利用料金の納付等) 第20条 世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館及び世田谷区立砧区民会館（以下「世田谷区立世田谷区民会館別館等」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除

第1条の規定による改正

改正後	改正前				
く。次項及び第3項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、世田谷区立世田谷区民会館別館等の施設については別表第4の2に定める額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とし、世田谷区立世田谷区民会館別館等の附帯設備及びその他の設備については別表第4の3に定める額の範囲内において規則で定める額とする。 3 . . . 省略 . . . 4 世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーにおいて飲食物の提供を受ける者は、指定管理者に、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければならない。 5～6 . . . 省略 . . . 第21条～第22条 . . . 省略 . . . 付 則（略） 別表第1 . . . 省略 . . . 別表第2（第3条関係）	く。次項及び第3項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、世田谷区立世田谷区民会館別館等の施設については別表第4の2に定める額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とし、世田谷区立世田谷区民会館別館等の附帯設備及びその他の設備については別表第4の3に定める額の範囲内において規則で定める額とする。 3 . . . 省略 . . . 4 世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーにおいて飲食物の提供を受ける者は、指定管理者に、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければならない。 5～6 . . . 省略 . . . 第21条～第22条 . . . 省略 . . . 付 則（略） 別表第1 . . . 省略 . . . 別表第2（第3条関係）				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td><td style="width: 50%; text-align: center;">施設名</td></tr> </table>	名称	施設名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td><td style="width: 50%; text-align: center;">施設名</td></tr> </table>	名称	施設名
名称	施設名				
名称	施設名				

第1条の規定による改正

改正後				改正前			
世田谷区立世田谷区民会館		ホール、集会室、練習室、 <u>ラウンジ</u>		世田谷区立世田谷区民会館		ホール、集会室、練習室	
同 世田谷区民会館別館		集会室		同 世田谷区民会館別館		集会室	
同 北沢区民会館		ホール、集会室		同 北沢区民会館		ホール、集会室	
同 北沢区民会館別館		集会室		同 北沢区民会館別館		集会室	
同 玉川区民会館		ホール、集会室、喫茶コーナー		同 玉川区民会館		ホール、集会室、喫茶コーナー	
同 玉川区民会館別館		集会室		同 玉川区民会館別館		集会室	
同 砧区民会館		ホール、集会室、喫茶コーナー		同 砧区民会館		ホール、集会室、喫茶コーナー	
同 烏山区民会館		ホール、集会室		同 烏山区民会館		ホール、集会室	

別表第3（第12条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	
		平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜

別表第3（第12条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	
		平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜

第1条の規定による改正

改正後											改正前										
				日及 び休 日		日及 び休 日		日及 び休 日		日及 び休 日				日及 び休 日		日及 び休 日		日及 び休 日		日及 び休 日	
世田 谷区 立世 田谷 区民 会館	ホー ル	74,80 0円	89,69 0円	112,4 00円	134,7 30円	187,2 10円	224,6 10円	299,6 10円	359,3 40円		世田 谷区 立世 田谷 区民 会館	ホー ル	74,80 0円	89,69 0円	112,4 00円	134,7 30円	187,2 10円	224,6 10円	299,6 10円	359,3 40円	
	集会 室A	9,190 円	11,02 0円	13,83 0円	16,55 0円	23,03 0円	27,60 0円	36,86 0円	44,15 0円		集会 室A	9,190 円	11,02 0円	13,83 0円	16,55 0円	23,03 0円	27,60 0円	36,86 0円	44,15 0円		
	集会 室B	5,420 円	6,510 円	8,170 円	9,770 円	13,60 0円	16,30 0円	21,77 0円	26,07 0円		集会 室B	5,420 円	6,510 円	8,170 円	9,770 円	13,60 0円	16,30 0円	21,77 0円	26,07 0円		
	練習 室A	4,350 円	5,220 円	6,550 円	7,830 円	10,90 0円	13,06 0円	17,45 0円	20,89 0円		練習 室A	4,350 円	5,220 円	6,550 円	7,830 円	10,90 0円	13,06 0円	17,45 0円	20,89 0円		
	練習 室B	2,550 円	3,070 円	3,840 円	4,610 円	6,410 円	7,680 円	10,25 0円	12,29 0円		練習 室B	2,550 円	3,070 円	3,840 円	4,610 円	6,410 円	7,680 円	10,25 0円	12,29 0円		
	ラウ ンジ	8,770 円	10,54 0円	13,22 0円	15,82 0円	22,02 0円	26,38 0円	35,24 0円	42,21 0円												
世田 谷区 立 烏山 区民 会館	ホー ル	32,02 0円	38,39 0円	48,11 0円	57,68 0円	80,14 0円	96,08 0円	128,2 50円	153,7 60円		世田 谷区 立 烏山 区民 会館	ホー ル	32,02 0円	38,39 0円	48,11 0円	57,68 0円	80,14 0円	96,08 0円	128,2 50円	153,7 60円	
	集会 室	7,590 円	9,100 円	11,53 0円	13,81 0円	19,12 0円	22,91 0円	30,65 0円	36,72 0円		集会 室	7,590 円	9,100 円	11,53 0円	13,81 0円	19,12 0円	22,91 0円	30,65 0円	36,72 0円		

第1条の規定による改正

改正後	改正前
別表第4（第12条関係）～別表第4の3（第20条関係）・・・省略・・・	別表第4（第12条関係）～別表第4の3（第20条関係）・・・省略・・・

第2条の規定による改正

改正後	改正前
世田谷区立区民会館条例 第1条～第4条・・・省略・・・ （事業） 第5条 区民会館は、次の事業を行う。 （1） ホール、集会室、練習室、ラウンジ及び喫茶コーナーの利用に関すること。 （2）・・・省略・・・ 第6条～8条・・・省略・・・ （使用） 第9条 区民会館の施設（喫茶コーナーを除く。次条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。	世田谷区立区民会館条例 第1条～第4条・・・省略・・・ （事業） 第5条 区民会館は、次の事業を行う。 （1） ホール、集会室、練習室、ラウンジ及び喫茶コーナーの利用に関すること。 （2）・・・省略・・・ 第6条～8条・・・省略・・・ （使用） 第9条 区民会館の施設（喫茶コーナーを除く。次条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

第2条の規定による改正

改正後	改正前
2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。 (1) . . . 省略 . . . (2) 営利を目的とするとき（ホール及びラウンジを使用する場合を除く。）。 (3) (4) . . . 省略 . . . 第10条～第11条 . . . 省略 . . . (使用料) 第12条 区民会館（世田谷区立烏山区民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用については、別表第3に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) ～ (7) . . . 省略 . . . 2 ～ 5 . . . 省略 . . . 第13条～第19条 . . . 省略 . . . (利用料金の納付等) 第20条 <u>世田谷区立世田谷区民会館</u>、世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館及び世田谷区立砧区民会館（以下「<u>世田谷区立世田谷区民会館等</u>」という。）の施設	2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。 (1) . . . 省略 . . . (2) 営利を目的とするとき（ホール及びラウンジを使用する場合を除く。）。 (3) (4) . . . 省略 . . . 第10条～第11条 . . . 省略 . . . (使用料) 第12条 区民会館（<u>世田谷区立世田谷区民会館及び</u>世田谷区立烏山区民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用については、別表第3に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) ～ (7) . . . 省略 . . . 2 ～ 5 . . . 省略 . . . 第13条～第19条 . . . 省略 . . . (利用料金の納付等) 第20条 世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館及び世田谷区立砧区民会館（以下「<u>世田谷区立世田谷区民会館別館等</u>」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会

第2条の規定による改正

改正後	改正前
設（世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及び第3項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。	館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及び第3項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。
2 利用料金の額は、<u>世田谷区立世田谷区民会館等</u>の施設については別表第4の2に定める額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とし、<u>世田谷区立世田谷区民会館等</u>の附帯設備及びその他の設備については別表第4の3に定める額の範囲内において規則で定める額とする。	2 利用料金の額は、<u>世田谷区立世田谷区民会館別館等</u>の施設については別表第4の2に定める額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とし、<u>世田谷区立世田谷区民会館別館等</u>の附帯設備及びその他の設備については別表第4の3に定める額の範囲内において規則で定める額とする。
3 . . . 省略 . . .	3 . . . 省略 . . .
4 <u>世田谷区立世田谷区民会館のラウンジ</u>、世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーにおいて飲食物の提供を受ける者は、指定管理者に、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければならない。	4 世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーにおいて飲食物の提供を受ける者は、指定管理者に、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければならない。
5～6 . . . 省略 . . .	5～6 . . . 省略 . . .
第21条～第22条 . . . 省略 . . .	第21条～第22条 . . . 省略 . . .
<u>附 則</u> <u>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u> <u>(1) 次項の規定 公布の日</u>	

第2条の規定による改正

改正後	改正前				
<u>(2) 第1条の規定 令和8年4月1日</u> <u>(3) 第2条の規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和9年4月1日</u> <u>2 世田谷区立世田谷区民会館のラウンジの公用開始の日は、令和9年4月1日とする。</u> <u>3 令和9年4月1日前に、区長が世田谷区立区民会館条例第9条第1項の規定により行った世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用の承認（同日以後の使用に係るものに限る。）は、指定管理者（同条例第6条に規定する指定管理者をいう。）が同条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第9条第1項の規定により行った使用の承認とみなす。</u> <u>4 第2条の規定による改正前の第12条第1項及び世田谷区立区民会館条例第12条第2項の規定により徴収された世田谷区立世田谷区民会館の使用に係る使用料（令和9年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、第2条の規定による改正後の条例 第20条第1項の規定により納付された利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）とみなす。</u> 別表第1・・・省略・・・ 別表第2（第3条関係）	別表第1・・・省略・・・ 別表第2（第3条関係）				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1257 557 1331">名称</td><td data-bbox="557 1257 1070 1331">施設名</td></tr> </table>	名称	施設名	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 1257 1556 1331">名称</td><td data-bbox="1556 1257 2069 1331">施設名</td></tr> </table>	名称	施設名
名称	施設名				
名称	施設名				

第2条の規定による改正

改正後				改正前			
世田谷区立世田谷区民会館		ホール、集会室、練習室、ラウンジ		世田谷区立世田谷区民会館		ホール、集会室、練習室、ラウンジ	
同 世田谷区民会館別館		集会室		同 世田谷区民会館別館		集会室	
同 北沢区民会館		ホール、集会室		同 北沢区民会館		ホール、集会室	
同 北沢区民会館別館		集会室		同 北沢区民会館別館		集会室	
同 玉川区民会館		ホール、集会室、喫茶コーナー		同 玉川区民会館		ホール、集会室、喫茶コーナー	
同 玉川区民会館別館		集会室		同 玉川区民会館別館		集会室	
同 砧区民会館		ホール、集会室、喫茶コーナー		同 砧区民会館		ホール、集会室、喫茶コーナー	
同 烏山区民会館		ホール、集会室		同 烏山区民会館		ホール、集会室	

別表第3（第12条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	
		平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜

別表第3（第12条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	
		平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜

第2条の規定による改正

改正後										改正前										
				日及 び休 日		日及 び休 日		日及 び休 日		日及 び休 日				日及 び休 日		日及 び休 日		日及 び休 日		日及 び休 日
											世田 谷区 立 世 田 谷 区 民 会 館	ホー ル	74,80 0円	89,69 0円	112,4 00円	134,7 30円	187,2 10円	224,6 10円	299,6 10円	359,3 40円
												集会 室A	9,190 円	11,02 0円	13,83 0円	16,55 0円	23,03 0円	27,60 0円	36,86 0円	44,15 0円
												集会 室B	5,420 円	6,510 円	8,170 円	9,770 円	13,60 0円	16,30 0円	21,77 0円	26,07 0円
												練習 室A	4,350 円	5,220 円	6,550 円	7,830 円	10,90 0円	13,06 0円	17,45 0円	20,89 0円
												練習 室B	2,550 円	3,070 円	3,840 円	4,610 円	6,410 円	7,680 円	10,25 0円	12,29 0円
											ラウ ンジ	8,770 円	10,54 0円	13,22 0円	15,82 0円	22,02 0円	26,38 0円	35,24 0円	42,21 0円	
世田 谷区 立	ホー ル	32,02 0円	38,39 0円	48,11 0円	57,68 0円	80,14 0円	96,08 0円	128,2 50円	153,7 60円		世田 谷区 立	ホー ル	32,02 0円	38,39 0円	48,11 0円	57,68 0円	80,14 0円	96,08 0円	128,2 50円	153,7 60円
烏山 区民 会	集会 室	7,590 円	9,100 円	11,53 0円	13,81 0円	19,12 0円	22,91 0円	30,65 0円	36,72 0円		烏山 区民 会	集会 室	7,590 円	9,100 円	11,53 0円	13,81 0円	19,12 0円	22,91 0円	30,65 0円	36,72 0円

第2条の規定による改正

第2条の規定による改正

改正後										改正前																	
館										館																	
別表第4（第12条関係）・・・省略・・・										別表第4（第12条関係）・・・省略・・・																	
別表第4の2（第20条関係）										別表第4の2（第20条関係）																	
名 称	種 別	午前		午後		夜間				全日				名 称	種 別	午前		午後		夜間				全日			
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで（備考第1号の規定により使用時間の単位を定めた施設は、正午から午後5時30分まで）		午後5時から午後10時まで		午後5時から午後11時まで		午前9時から午後10時まで		午前9時から午後11時まで				午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで（備考第1号の規定により使用時間の単位を定めた施設は、正午から午後5時30分まで）		午後5時から午後10時まで		午後5時から午後11時まで		午前9時から午後10時まで		午前9時から午後11時まで	
		平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及			平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及	平日	日曜日、土曜日及

第2条の規定による改正

改正後														改正前											
			び休日		び休日		び休日		び休日		び休日		び休日				び休日		び休日		び休日		び休日		び休日
世田谷区立世田谷区民会館	ホニル	74,889,600円	89,610円	112,400円	134,730円	187,210円	224,610円			299,610円	359,340円														
	集会室A	9,000円	11,200円	13,830円	16,550円	23,030円	27,600円			36,600円	44,150円														
	集会室B	5,420円	6,510円	8,170円	9,770円	13,600円	16,300円			21,770円	26,070円														
	練習室A	4,350円	5,220円	6,550円	7,830円	10,900円	13,060円			17,450円	20,890円														
	練習室B	2,550円	3,070円	3,840円	4,610円	6,410円	7,680円			10,250円	12,290円														

第2条の規定による改正

改正後												改正前											
	ラ	8,77	10,5	13,2	15,8	22,0	26,3			35,2	42,2												
	ウ	0円	40円	20円	20円	20円	80円			40円	10円												
	ン ジ																						
別表第4の3（第20条関係）・・・省略・・・												別表第4の3（第20条関係）・・・省略・・・											